

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月 6 日
【届出者の氏名又は名称】	S B I N M 合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6229-0100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表社員 S B I E R 株式会社 職務執行者 西川 保雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	S B I N M 合同会社 （東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

- （注１） 本書中の「公開買付者」とは、S B I N M 合同会社をいいます。
- （注２） 本書中の「対象者」とは、BASE株式会社をいいます。
- （注３） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注４） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注５） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注６） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注７） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注８） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注９） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注10） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2026年8月31日付で提出した公開買付届出書（2026年9月8日付及び2026年9月30日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、2026年10月1日付で対象者より、同日付で対象者の大株主である牧寛之氏（以下「本大株主」といいます。）の代理人から、2026年10月2日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2026年8月31日付の公開買付開始公告（2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年9月30日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を本書提出日である2026年10月6日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたため、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

① 買付け等の期間

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ 公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年 8 月31日（月曜日）から2026年10月15日（木曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金340円（以下「本公開買付価格」といいます。）
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300（株）（注）
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

（注） 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）は20.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年 8 月 5 日付で公表した「第14期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された、2026年 6 月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として計算しております。本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年 6 月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として用いております。

(訂正後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年 8 月31日（月曜日）から2026年10月21日（水曜日）まで（34営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金340円（以下「本公開買付価格」といいます。）
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300（株）（注）
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

（注） 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）は20.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年 8 月 5 日付で公表した「第14期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された、2026年 6 月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として計算しております。本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年 6 月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数（1,151,009個）を分母として用いております。

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

＜前略＞

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

(訂正後)

＜前略＞

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

その後、公開買付者は、2026年10月1日付で、対象者より、本大株主の代理人から本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けたことに伴う訂正届出書の提出により、2026年10月6日、公開買付期間を本書提出日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年10月21日まで延長し、合計34営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年10月6日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

<前略>

なお、対象者は、本大株主との友好的なエンゲージメントを通じて、対象者の成長戦略や企業価値向上策のあり方を多角的に見つめ直す機会を得たことから、本秘密保持契約の有効期間が2026年8月28日までであることも踏まえ、本大株主から経営サポートを受ける可能性について検討したとのことです。結果的にかかる取組みは実施されないこととなったとのことです。その際、対象者は、2026年8月20日、本大株主の代理人から、本大株主に本公開買付け及び本資本業務提携自体を妨げたり、これを巡って紛争化したりする意向は全くない旨の連絡を受領したとのことです。対象者は、かかる本大株主の意向は、一般株主の皆様による本公開買付けへの応募判断において重要な情報であると考え、2026年8月26日、本大株主に対し、①本大株主が自ら又は第三者をして本秘密保持契約終了後、本公開買付けが終了するまでの期間における対象者株式の取得等を行わず、これらを行う意向・予定も公表・表明しないことを依頼するとともに、②仮に本大株主が本公開買付け終了後に自ら又は第三者をして対象者株式の追加取得等を実施する場合には、事前に対象者宛てに一報いただくことを依頼し、対象者から、本大株主の利益及び対象者の企業価値・株主共同の利益の観点を踏まえて事前に協議する機会を依頼する可能性があることをお伝えしたとのことです。同月27日、本大株主の代理人から、これらの要請に対する回答及び対応を留保せざるを得ない状況である旨の連絡を受領しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、対象者は、本大株主との友好的なエンゲージメントを通じて、対象者の成長戦略や企業価値向上策のあり方を多角的に見つめ直す機会を得たことから、本秘密保持契約の有効期間が2026年8月28日までであることも踏まえ、本大株主から経営サポートを受ける可能性について検討したとのことです。結果的にかかる取組みは実施されないこととなったとのことです。その際、対象者は、2026年8月20日、本大株主の代理人から、本大株主に本公開買付け及び本資本業務提携自体を妨げたり、これを巡って紛争化したりする意向は全くない旨の連絡を受領したとのことです。対象者は、かかる本大株主の意向は、一般株主の皆様による本公開買付けへの応募判断において重要な情報であると考え、2026年8月26日、本大株主に対し、①本大株主が自ら又は第三者をして本秘密保持契約終了後、本公開買付けが終了するまでの期間における対象者株式の取得等を行わず、これらを行う意向・予定も公表・表明しないことを依頼するとともに、②仮に本大株主が本公開買付け終了後に自ら又は第三者をして対象者株式の追加取得等を実施する場合には、事前に対象者宛てに一報いただくことを依頼し、対象者から、本大株主の利益及び対象者の企業価値・株主共同の利益の観点を踏まえて事前に協議する機会を依頼する可能性があることをお伝えしたとのことです。同月27日、本大株主の代理人から、これらの要請に対する回答及び対応を留保せざるを得ない状況である旨の連絡を受領しているとのことです。

その後、対象者が2026年9月30日付で公表いたしました「(変更)「SBI NM合同会社(SBIホールディングス株式会社の完全子会社)による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」にてお知らせしましたとおり、公開買付者は、2026年9月30日、公開買付期間を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。そこで、対象者は、2026年9月30日、本大株主の代理人に対し、本公開買付けの公開買付期間が延長されることを連絡するとともに、対象者が本大株主から経営サポートを受ける可能性に関する対象者の検討経緯等に関して本大株主から2026年8月27日に受領した確認書に対する対象者の回答書を送付したところ、これに対し、同年10月1日、本大株主の代理人から、本大株主としては、上記延長が行われる前の本公開買付けに係る公開買付期間中対象者株式の売買を控えていたが、当該経営サポートに関連して対象者株式の自由な売買が制限される本大株主の「不利益について真摯に検討していない対象者執行サイドの意向に付き合うことはでき」ず(鍵括弧箇所は本大株主の代理人からの連絡の引用。次の鍵括弧箇所も同様です。)、また、対象者株式の「買付けを再開しても、SBIHDの利益を害することではなく、むしろ、一般株主の利益に資するとの判断に至」ったため、同月2日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の連絡を受領したとのことです。対象者は、当該経営サポートに関連して本大株主に生じ得る不利益も考慮しながら、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から真摯に検討及び対応を行ってまいりましたが、こうした対象者の考えと本大株主との間で見解の相違が生じているとのことです。

<後略>

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑤ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりましたが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い34営業日に設定しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

① 【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年8月31日（月曜日）から2026年10月15日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2026年8月31日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	2026年8月31日（月曜日）から2026年10月21日（水曜日）まで（34営業日）
公告日	2026年8月31日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

11 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年10月22日（木曜日）

(訂正後)

2026年10月28日（水曜日）

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

公開買付者は、2026年10月1日付で、対象者より、対象者が本大株主の不利益について真摯に検討していないこと等から、2026年10月2日以降、本大株主が保有割合を30%超とすることを目指して対象者株式の買付けを再開する旨の通知を受領した旨の伝達を受けております。

上記の伝達を受けた内容として、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第2号に定める事項の内容は以下のとおりです。

買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称	牧 寛之（注）
住所又は所在地	東京都渋谷区
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	BASE株式会社 普通株式
買付けの期間	2026年10月2日以降（注）
買付けの価格	不明（注）
買付予定の株券等の数	不明（注）

（注） 対象者が2026年10月5日に公表した「（変更）「S B I N M合同会社（S B Iホールディングス株式会社の完全子会社）による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びS B Iホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」に基づき記載しております。

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年10月6日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年8月31日付「公開買付開始公告」（2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年9月30日付の「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。